

雇用調整助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額 (一次補正を含む)
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の1/2(中小企業2/3)に相当する額 ○ 支給限度日数 ・3年間で150日	1,074
中小企業緊急雇用安定助成金	4,453
(事業概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額 ○ 支給限度日数 ・3年間で200日	

平成20年度補正

(百万円)

助 成 金 名	20'二次補正額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 ○対象労働者の拡充 雇用保険被保険者に加えて、同一の事業主に雇用された期間が六箇月以上の雇用保険被保険者でない労働者を対象労働者とする。	-
中小企業緊急雇用安定助成金	-
○対象労働者の拡充 雇用保険被保険者に加えて、同一の事業主に雇用された期間が六箇月以上の雇用保険被保険者でない労働者を対象労働者とする。	